# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認広島地方第三者委員会分

## 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2件

## 広島国民年金 事案 720

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和55年1月から56年1月まで

私の国民年金加入手続については、妻が昭和50年4月に行うとともに、 国民年金保険料は、妻が市役所から送られてきた納付書により、夫婦二人分 を農協の支店か近所の銀行で納付していた。

しかし、申立期間の保険料の納付記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和50年4月に自分に代わって国民年金加入手続を行うとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたと申し立てているところ、申立人の同年4月から54年12月までの保険料及び申立人の妻の49年11月から55年5月までの保険料は現年度納付されており、申立期間のうち55年1月から同年5月までの期間については、申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の妻は、昭和55年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、市役所において同年4月から同年6月までの3か月分の保険料に係る納付書を同年4月及び同年5月の2か月分のものに訂正する手続を行った上で、当該保険料を同年7月26日に銀行で納付していることが、申立人から提出された納付書兼領収書の控えにより確認できるとともに、申立人は、同年6月2日付けで強制加入から任意加入への種別変更をしていることが社会保険庁のオンライン記録等により確認できる。

以上のことから、申立人の昭和55年4月から同年6月までの保険料が納付され、旧国民年金法附則第6条の2の規定により、同年6月2日にさかのぼって強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更が行われたものと推

認できる。

一方、申立人は昭和55年7月23日に被保険者資格を喪失した後、56年2月2日に資格を再取得しており、これは申立人が所持する国民年金手帳に記載された資格記録と一致することから、申立期間のうち55年7月から56年1月までの期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。また、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の妻は、金融機関で納付したはずであり、被保険者資格の得喪手続についてはよく覚えていないと供述しており、このほか、申立人が昭和55年7月から56年1月までの保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 12 月 25 日及び 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額(平成 16 年 12 月 25 日は 10 万円、17 年 7 月 30 日は 8 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 年 12 月 25 日は 10 万円に、17 年 7 月 30 日は 8 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成16年12月25日

② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(平成16年12月25日は10万円、17年7月30日は8万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 12 月 25 日及び 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額(平成 16 年 12 月 25 日は 7 万円、17 年 7 月 30 日は 6 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 年 12 月 25 日は 7 万円に、17 年 7 月 30 日は 6 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成16年12月25日

② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(平成16年12月25日は7万円、17年7月30日は6万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 12 月 25 日及び 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額(平成 16 年 12 月 25 日は 7 万円、17 年 7 月 30 日は 7 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 年 12 月 25 日は 7 万円に、17 年 7 月 30 日は 7 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成16年12月25日

② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(平成16年12月25日は7万円、17年7月30日は7万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 12 月 25 日及び 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額(平成 16 年 12 月 25 日は 3 万円、17 年 7 月 30 日は 6 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 年 12 月 25 日は 3 万円に、17 年 7 月 30 日は 6 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成16年12月25日

② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(平成16年12月25日は3万円、17年7月30日は6万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 12 月 25 日及び 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額(平成 16 年 12 月 25 日は 12 万円、17 年 7 月 30 日は 11 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 年 12 月 25 日は 12 万円に、17 年 7 月 30 日は 11 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成16年12月25日

② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(平成16年12月25日は12万円、17年7月30日は11万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 12 月 25 日及び 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額(平成 16 年 12 月 25 日は8万円、17 年 7 月 30 日は7万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 年 12 月 25 日は8万円に、17 年 7 月 30 日は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成16年12月25日

② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(平成16年12月25日は8万円、17年7月30日は7万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 12 月 25 日及び 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額(平成 16 年 12 月 25 日は 12 万円、17 年 7 月 30 日は 11 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 年 12 月 25 日は 12 万円に、17 年 7 月 30 日は 11 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成16年12月25日

② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(平成16年12月25日は12万円、17年7月30日は11万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額 (6 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 6 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成 17 年 7 月 30 日

平成17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(6万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬 月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 41 万円に 訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成5年1月1日から同年10月1日まで

私は、平成4年1月にA社に入社し、5年11月30日まで勤務した。しかし、 私が同社を退職した後の同年12月7日付けで申立期間に係る標準報酬月額が41 万円から20万円に引き下げられている。この記録訂正は事実と相違する不適正 なものであるので、元の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日(平成5年12月1日)の6日後の同年12月7日付けで、同年1月に遡及して20万円に訂正されており、また、同年12月1日以降に資格を喪失した申立人の同僚22人のうち12人についても、同年12月7日付けで標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人に係る雇用保険受給資格者証により、退職前6か月の平均賃金日額が1万4,053円であったことが確認でき、当該賃金日額の30日分に相当する標準報酬月額は41万円であり、訂正前の標準報酬月額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録 訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が 社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和51年5月11日から53年9月1日まで

私は、昭和51年5月11日から53年8月末日までA株式会社の料理店で調理師として勤務した。当時、同社はB、C、Dに3店舗有しており、自分の日記を見ると、51年5月11日にBの店で勤め始め、53年1月からCの店に異動し、同年8月に退職したことが記載されている。また、勤め始めて少し経ったころ、厚生年金保険及び健康保険の加入手続をし、厚生年金手帳と健康保険証を受け取った覚えがある。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日記及び申立事業所の同僚4人の供述から、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、飲食業は厚生年金保険の強制適用業種ではなく、社会保険庁のオンライン記録により、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の同僚4人は、申立事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入していたと供述している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保 険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和27年9月11日から30年9月19日まで 私は、昭和27年9月11日から30年9月19日までA事業所に勤務し、 厚生年金保険に加入していたが、この期間について、同年11月1日に 脱退手当金の支給を受けた記録になっている。

しかし、私は当時、脱退手当金制度があったことを知らず、請求をした記憶も無いので、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金を支給したことを示す「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年11月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人と同時期に勤務し脱退手当金の支給記録がある同僚は、脱退手当金を受給したことを認めているほか、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できないのであるから、当該事業所を退職後、昭和39年6月まで別の事業所に勤務していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が申立事業所に勤務していた時の厚生年金保険被保険者 台帳記号番号は、次に勤務した事業所に係る台帳記号番号と異なっている ことから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていたものと推認で きる。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。